

生駒市水道事業管理規程第3号

生駒市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成19年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

生駒市企業職員の給与に関する規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「生駒市企業職員で常時勤務を要するもの」を「生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する職員」に改める。

第2条中「生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、前条の日割計算の例により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (3) 大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。）を始め、又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合
- (4) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

(5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例（平成11年3月生駒市条例第2号）第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合

(6) 公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例（平成14年3月生駒市条例第3号）第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合

第7条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を削る。

第10条中「職員の範囲は、次の表の左欄に掲げる職を有するものとし、その支給月額それぞれの給料月額に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額」を「職及びその職にある職員に支給する管理職手当の支給額は、次の表に掲げるとおり」に改め、同条の表中「割合」を「支給額」に、「100分の20」を「88,500円」に、「100分の17」を「77,400円」に、「100分の15」を「66,400円」に、「100分の14」を「51,900円」に、「100分の12」を「49,600円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

	種類	支給を受ける者の範囲	支給の基準	手当の額
1	緊急手当	水道施設の故障等による緊急作業のため退庁後に出勤を命じられて従事した職員	1回につき	2,000円
2	企業手当	職務の級が5級以下の職員	月額	給料月額の100分の6に相当する額（その額が16,000円を超える場合は、16,000円）
3	技術管理手当	資格免許等を職務上使用し、技術管理を行う職員のうち管理者が必要と認めるもの	1資格につき月額	2,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市企業職員の給与に関する規程第 4 条及び別表第 2 の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。